

ビジネスと人権科学研究会
2021年第1回研究会

グローバル社会における
『ビジネスと人権』のダイナミズム
～議論の経緯と理論的問題～

菅原絵美
(大阪経済法科大学)

はじめに:

中国ウイグル人強制労働とミャンマー軍への加担

○中国新疆自治区

ウイグル人への人権侵害: 強制労働、ジェノサイド

○ミャンマー

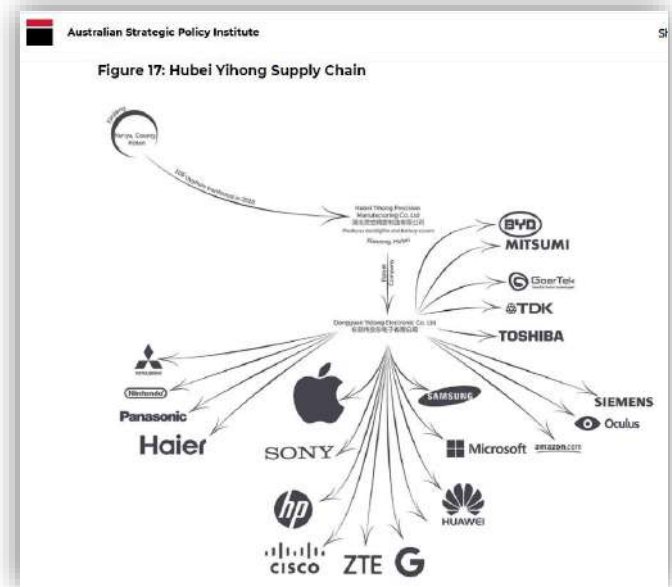
ロヒンギャ問題: 大規模人権侵害(人道に対する罪)

軍によるクーデター: 平和的な集会結社の自由の侵害など

組織的な人権侵害

政府・国際機関・市民社会
投資家・消費者など

国際的に「人権侵害」が確認されている国・地域での
企業の人権尊重責任を問う



A/HRC/42/CRP.3

V. Foreign companies in commercial partnerships with MEHL or MEC

A. Joint venture partners

No.	Name of Myanmar company (if known)	MEHL or MEC	Foreign company/joint venture partner ¹⁰² and % held (if known)	Domicile country of joint venture partner	Sector (if known)	Source(s) of information
1	Coal Mine and Power Plant (Dai Khat)	MEC	Sarphut Coal Company Ltd.	Hong Kong, S.A.R.	Mining and quarrying	MEC ¹⁰⁰
2	Gold Cement Co. Ltd. with MEHL involvement through Gold's Director and those of MEHL's Simanor Cement	MEHL	Gold Cement Co. Ltd is 26.4% owned by GC Holdings.	Seydhalat	Manufacturing	DICA 111433240
3	Handsworth Golf & Country Club Ltd.	MEHL	57% by Inno Co Ltd.	Republic of Korea	Art, entertainment and recreation	DICA 117809668
4	JPMI Ltd.	MEC	45% by Japan Myanmar Development Institution Inc. and 51% by the MEC's Junier Institutional Ltd.	Japan	Construction	DICA 117819884
5	Mandaily Brewery Ltd.	MEHL	51% owned by Kaita Holdings Singapore Pte Ltd, which in turn owned by Kaita Holdings.	Japan	Manufacturing	DICA 107119337

報告の目的と内容

- 企画書第1章総論に関連して

1. 「ビジネスと人権」の議論の経緯

- ① 国家の人権保護義務

受入国の義務／本国の義務

- ② 企業の人権尊重責任

2. 理論的問題

- ① 企業に国際法上の義務を負わせることはできるのか

- ② 国家の人権保護義務の国際法・国内法分野への影響

(政策の垂直的および水平的一貫性)

- ③ 多中心的なガバナンスによる企業の人権尊重責任の履行確保

1. 「ビジネスと人権」の議論の経緯

1970年代 先進国の多国籍企業が途上国へ進出

OECD多国籍企業行動指針(1976年)、ILO多国籍企業宣言(1977年)

多国籍企業に関する国連行動綱領案(92年廃案)

1990年代 企業の社会的責任(CSR)の広がり

2000年 国連グローバル・コンパクト発足

2003年 **多国籍企業等の人権責任規範**が国連小委員会で採択

2005年 新たな「ビジネスと人権」に関する規範の策定開始

2010年 ISO26000(社会的責任に関するガイダンス規格)発行

2011年 **国連「ビジネスと人権」に関する指導原則**が承認

OECD多国籍企業行動指針などが改定(「人権」追加)

2014年 人権理事会決議:加盟国に国別行動計画(NAP)の策定を要請

「ビジネスと人権」条約草案のための政府間作業部会設置

2021年 「ビジネスと人権」条約 第3修正草案

1. 「ビジネスと人権」の議論の経緯

- 2011年の国連人権理事会において全会一致で承認
- 国際社会の共通認識となる「政治的に権威のある解決策」
- 3つの柱からなる31の原則

① 国家の保護義務(原則1～原則10)

- ・ 受入国および本国の保護義務(域外的義務)
- ・ 国別行動計画(NAP): 自国領域内および自国企業の国外活動

2014年人権理事会決議26/22

② 企業の尊重責任(原則11～原則24)

- ・ 国際的な人権基準を、世界のどこで活動していても尊重する責任
- ・ 人権方針、人権デューディリジェンスのプロセス、是正プロセス

③ 救済へのアクセス(原則25～原則31)

- ・ 国家の保護義務: 司法的救済+非司法的苦情処理メカニズム
- ・ 企業および協働型の苦情処理メカニズム

1. 「ビジネスと人権」の議論の経緯

(1) 国家の人権保護義務

1) 指導原則: 原則2

国家は、その領域及び／または管轄内に住所を定めるすべての企業がその活動を通じて人権を尊重するという期待を、明確に表明すべきである。

⇒ 国家が管轄内にある企業による国外での侵害を防止する手段

2) 2014年国連人権理事会決議 (A/HRC/26/22, A/HRC/23/32)

UNGP実施の鍵としてNAP策定を勧告

① 国内での企業活動＋自国企業の国外での活動に対する施策

② 国内政策における垂直的・水平的一貫性の確保

⇒ 垂直(人権・労働条約と国内施策の一貫性)、水平(国・地方の施策における一貫性)

③ スマートミックス

自発的な措置と義務的な措置、国際的措置および国内的措置の組み合わせ

⇒ 法的責任に段階性(事実上の拘束力・責任(市場における責任))

④ 社会的弱者への視点

1. 「ビジネスと人権」の議論の経緯

(1) 国家の人権保護義務

3) 人権条約草案(第3修正草案(2021年8月))

範囲: 越境的な性格のすべてのビジネス活動

国家の義務

被害者を保護する義務

予防(企業の人権デューディリジェンスの法制化)の義務

救済へのアクセスを確保する義務

企業の法的責任を国内法で確保する義務

4) 選択議定書草案(第3版ではセクション3として本体条約に挿入)

紛争解決および実施制度(人権条約同等)

1. 「ビジネスと人権」の議論の経緯

(2) 企業の人権尊重責任

1) 2003年人権責任規範: 企業の義務を再確認し明確化

多国籍企業およびその他の企業は、「それぞれの活動および影響の範囲内で…国際法および国内法で認められた人権について、促進し、その実現を確保し、尊重し、その尊重を確保し、保護する義務を有する」。

2) 2011年指導原則

「義務」ではなく「責任」(A/HRC/14/27(2010), para55.)

企業が人権を尊重することは国内法の中に反映されてはいるものの、国際人権法が一般的に企業に対し直接課す義務ではない。

国際的レベルにおける人権を尊重する企業の責任は、その事業活動が人権に直接または間接的に影響を与えるから負うものであり、企業に期待される行為基準。

1. 「ビジネスと人権」の議論の経緯

(2) 企業の人権尊重責任

3) 2017年「法的に拘束力ある文書のための諸要素」(第3会期)

3.2 多国籍企業およびその他の企業の義務

法的根拠や国際的な仕組みがないことへの疑問

さらに追加的な義務(人権デューディリジェンスの義務など)の要請

4) 2018年条約案および選択議定書案

⇒企業の義務に関する内容は削除

2. 理論的問題

①企業に国際法上の義務を負わせることはできるのか

- 2003年人権責任規範:「非自発的文書」として企業の義務
- 2011年指導原則

国家の合意(条約)により義務が課される

企業に国際法上の義務を課すほどのコンセンサスが未形成

企業の人権尊重「責任」(社会的責任)

- 2014-2021年ビジネスと人権条約

草案ゼロにあった「企業の法的義務」の規定が、第1草案では削除

(その後は国家の義務に特化した議論)

⇒企業に国際法上の義務を負わせるまでに至っておらず(吾郷(2019)他)

「(国際法における個人の問題は…)国際法実現のプロセスにおける多様化・

多元化として論じることの意味」(古谷(2001年))

2. 理論的問題

②国家の人権保護義務の国際法・国内法分野への影響

1) 国家の人権保護義務の水平的ー貫性

2) 国際労働法: ILO

- * 域外的な国家の保護義務に対する指導原則およびILO多国籍企業宣言の相違
ILO中核条約の国内実施の強調; IOEによる条約草案およびEU指令案の批判
- * 労使関係、社会対話

3) 国際経済法

- * 原則9: 投資条約・契約において、人権義務を果たすために国内政策
でしかるべき余地を残しておくべき
- * 貿易・投資協定での労働条項・持続可能性条項

投資紛争解決機関(ICSIDおよび二国間投資協定に基づく機関)による人権の判断

Urbaser対アルゼンチン事件(ICSIDARB / 07/26,2016)

EU-Korea Domestic Advisory Group (EU-Korea FTA)

2. 理論的問題

②国家の人権保護義務の国際法・国内法分野への影響

4) 国際私法

○裁判管轄権と準拠法選択：横溝(2021)

・指導原則第3の柱「救済へのアクセス」

ビジネスと人権条約草案(第2修正草案)：抵触法に関する規定

欧州議会の提案(指令案の検討過程)：ブリュッセル I 規則

5) 国内法

○競争法 (細田先生報告)

○会社法、証券規制法など (指導原則原則3：水平的一貫性)

2. 理論的問題

③多中心型ガバナンスによる企業の人権尊重責任の履行確保

(1-1) 規範のライフサイクル

規範：特定のアクターの集合体において、許される行動と許されない行動、すなわち適切な行動に関する共通の期待を示すようなアイディア

大矢根聡編『コンストラクティヴィズムの国際関係論』（有斐閣、2013年）、11-12頁。

①規範の誕生

②規範の伝播

③規範の内面化

規範(企業は国際的な人権基準を尊重)の実効性
国際人権法の企業に対する行為規範性

⇒国家が国際規範を遵守する原理が「結果の論理」から「適切性の論理」へシフトすること

*John G. Ruggie, “What Makes the World Hang Together? Neo-utilitarianism and the Social Constructivist Challenge” (1998)

2. 理論的問題

③多中心型ガバナンスによる企業の人権尊重責任の履行確保

(1-2) グローバル・ガバナンスの複合性

・問題領域、主体、方法の多様性 ⇒ ガバナンスの多層性

・多中心型ガバナンス

プライベート・レジーム論

レジーム複合体論、権威者間相互作用論

オーケストレーション(orchestration)論: ILO

内面化をもたらすもの

社会的相互作用

人権に関して多国籍企業の行動に
影響を与えるための

⇒①公共の法政策のシステム、②ステークホルダーを含む市民ガバナンスシステム、③企業のガバナンスシステムの相互作用(Ruggie(2013))

⇒グローバルな経済秩序:(内記・三浦(2019、2020))

WTOを中心とした国際ガバナンスと多中心的なガバナンスから構成(補完)

2. 理論的問題

③多中心型ガバナンスによる企業の人権尊重責任の履行確保

(2) ソフトローの役割(吾郷(2019))

国連指導原則＝国連人権理事会の正式決議(勧告)

ソフトローのフォローアップ組織として作業部会の設置

⇒国内私法による実現

⇒国際行政(人権条約機構など)による実現

⇒非拘束的な国際文書による実現

⇒CSRによる救済の実現

ソフトローのレベルで生じており、これを無視しては「ビジネスが人権を守らなくてはならない」という命題は法的議論ができない。

(3) 国際法実現のプロセスにおける多様化・多元化⇒実効性？

＝国際人権法(国際人権基準)の実現:本研究

2. 理論的問題

③多中心型ガバナンスによる企業の人権尊重責任の履行確保

- 2015年英国現代奴隸法
現代奴隸ステイトメントの開示義務
市民社会による履行確保
- 2017年フランス企業注意義務法
注意義務計画の策定・実施および開示の義務
損害に対する民事賠償請求
罰金はなし
- 2019年オランダ児童労働DD法
サプライチェーン上における児童労働のDDについての報告義務
罰金あり(担当役員の禁固刑につながる場合も)

2. 理論的問題

③多中心型ガバナンスによる企業の人権尊重責任の履行確保 例) 英国現代奴隷法(2015年)

(1) 経緯

○英国国内の現代奴隷への関心

潜在的被害者(10,000－13,000人)

○現代奴隷の犯罪化と処罰(1－13条)、防止(14－34条)、 被害者の保護の要請(45－53条)

○サプライチェーンにおける透明性(54条)

現代奴隷は英国内を越えてグローバル社会における犯罪
2010年米カリフォルニア州サプライチェーン透明法

2. 理論的問題

③多中心型ガバナンスによる企業の人権尊重責任の履行確保 例) 英国現代奴隷法(2015年)

(2) 現代奴隷とは

- 奴隷、隷属状態および強制労働(欧州人権条約4条)
- 人身取引

(3) 義務内容

- 対象企業: 全世界での売上高3600万ポンドを超える企業、かつ英国国内で何らかの事業を行っている企業
- 義務内容

1) 会計年度毎に奴隷・人身取引ステートメントを開示

- ① 組織構造・事業内容・サプライチェーン、② 方針、③ DDプロセス、④ リスクのある事業活動およびリスク評価・管理手段
- ⑤ 指標などで測定した実効性 ⑥ 従業員に対する研修

2) 会計年度毎に取り組みを行っていない旨のステートメントを開示

(4) 義務の履行確保

○義務違反に対する「強制執行命令」と罰金

国務大臣は高等法院に「強制執行命令」を発出するよう要請することができる。これに従わない場合は無制限の罰金となる可能性がある。

○市民社会による企業の履行確保 (civil society accountability mechanism)

“The purpose of this measure (publishing a statement) is to increase transparency and it is vital that the statement can be easily accessible by anyone who wants to see it – the public, consumers, employees, NGOs or investors.”

(Home office, Transparency in supply chains: a practical guide, updated 22 July 2021)

⇒起草過程：議会での議論

企業間の“race to the top”の競争促進、

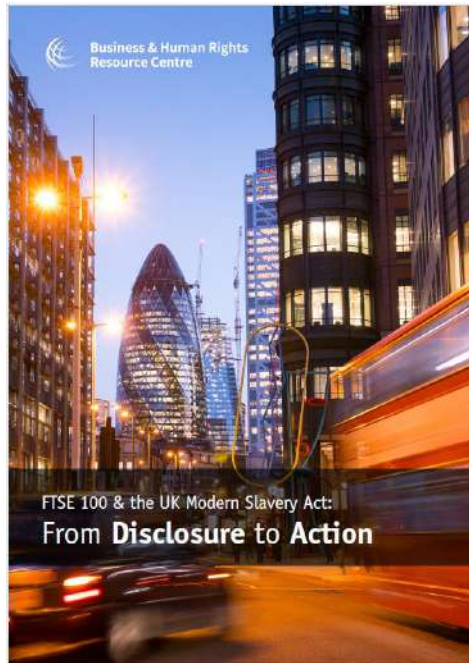
企業間の“a level playing field”の実現

⇒NGOによるプレッシャーのための新法による情報開示 (Web)

2. 理論的問題

③多中心型ガバナンスによる企業の人権尊重責任の履行確保 例) 英国現代奴隷法(2015年) civil society accountability mechanism

- 政府による公式ガイド(2015-2021update)
“Transparency in supply chains: a practical guide”
⇒NGOのモニタリングの基準として活用



GOV.UK Search on GOV.UK

→ Coronavirus (COVID-19) | Guidance and support

Home > Crime, justice and law > Crime prevention > Slavery and human trafficking in supply chains: guidance for businesses

Home Office

Statutory guidance
Transparency in supply chains: a practical guide
Updated 22 July 2021

Contents

Home Secretary Foreword

1. Introduction
2. The Modern Slavery Act 2015
3. Who is required to comply?
4. Writing a slavery and human trafficking statement
5. The structure of a statement
6. Approving a statement
7. Publishing a statement

Home Secretary Foreword

Modern slavery is a heinous crime and tackling it is a top priority for this government and for me personally as Home Secretary.

Businesses have a vital role to play. Modern slavery is a brutal way of maximising profits, by producing goods and services at ever lower costs with scant regard for the terrible impact this has on individuals. But my message is clear. Businesses must not be knowingly or unknowingly complicit in this horrendous and sickening crime.

This updated guidance, which explains how businesses should comply with the Modern Slavery Act, builds on our experience since the landmark Act was introduced in 2015. The Act requires all large businesses to produce an annual statement setting out the

2. 理論的問題

③多中心型ガバナンスによる企業の人権尊重責任の履行確保 例) 英国現代奴隷法(2015年)

(5) 実効性への問題提起

○実効性の段階性

: 市民社会はどこまで判断できているか

1) 法令遵守(報告義務の遵守)

対象20,831社のうち5,628社が未公表
6項目の遵守は50%未満

2) 企業行動の変化

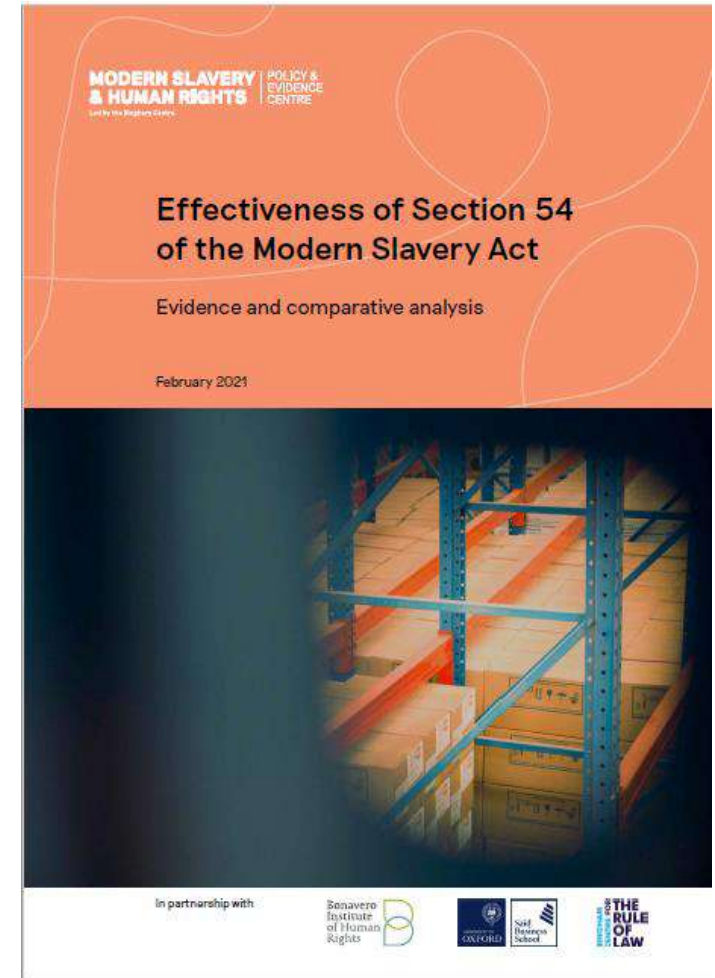
ステイトメントの情報が不十分で判断できず
⇒市民社会が十分に検証できず

3) 望まれない結果の防止(現代奴隷の防止)

検証可能で証拠に基づいた情報の欠如

⇒実効性と説明責任(accountability)、モニタリング

<https://modernslaverypec.org/assets/downloads/TISC-effectiveness-report.pdf> (2021年2月)



(5) 実効性への問題提起: 市民社会による評価

○ 現法は社会(市民社会・投資家など)によるプレッシャーを前提

○ 市民社会による政府の役割の代替への限界

⇒ 政府による監視・執行メカニズムの必要性

政府のモニタリング・執行機関

法令の対象となる企業のステイトメントの集約(レポジトリ)

ステイトメントに対するレビュー報告書の作成

○ 企業責任の追及へ: 金銭的罰則および経営者の個人責任

○ 既存の英国制度の導入

⇒ レポジトリ(2010年平等法2017年(男女間賃金格差情報)規則)

⇒ 調査と罰金(労働安全衛生法、環境関連法)

⇒ 民事責任・刑事責任(2010年賄賂防止法)

(5) 実効性への問題提起: 政府による評価

○政府による独立レビュー(2019年最終報告書)

- 1) 規制内容の強化
- 2) 政府の監督機能の強化
- 3) 公共調達との連動

○意見公募(2019年7月)と政府回答(2020年9月)

- 1) 報告分野の義務化
- 2) 政府のオンラインレジストリへの登録義務化
- 3) 報告期限の統一
- 4) ステイトメントの要件の明確化
- 5) 年間売上高が3,600万ポンド以上の公共団体への義務拡大

○政府による取組み

政府の公共調達への連動: 2019年調達方針ノート

英国政府による現代奴隷ステイトメントの発表(2020年)

54条の不遵守に対する罰金の導入(2021年1月) * 中国ウイグル人人権侵害への対策

オンラインレジストリー(2021年3月)

<https://modern-slavery-statement-registry.service.gov.uk/search-results?Search=>

The screenshot shows the 'Modern slavery statement registry' website. At the top, there is a 'GOV.UK' logo and a 'Sign in' link. Below the header, a 'BETA' banner indicates that the service is new and feedback is appreciated. The main heading is 'Find modern slavery statements'. A note states that the service is currently voluntary and not all organizations have added their statements yet. There is a search bar for 'Organisation name or company number'. On the left, there are filter options for 'Statement year', 'Turnover or budget', and 'Sectors'. On the right, it shows '17131 results'. A table lists search results, with one entry for 'DRAGON LNG LIMITED' from the year 2020. The entry includes the company's address: 'Main Road, Waterston, Milford Haven, Pembrokeshire, SA73 1DR' and its company number: '04562711'.

参考文献

○国際法・国際私法

- 吾郷眞一「ビジネスと人権」『法律時報』91巻10号(2019年)

* 吾郷論文に関連して

梅田徹「国連における『ビジネスと人権』問題をめぐる議論の展開」

(平覚・梅田徹・濱田太郎編集代表)『国際法のフロンティア:宮崎繁樹先生追悼論文集』(日本評論社、2019年)

- 古谷修一「国際法上の個人責任の拡大とその意義」『世界法年報』21号(2001年)
- 横溝大「『ビジネスと人権に関する指導原則』と抵触法」『ジュリスト』1560号(2021年)

○国際関係論

- 内記香子・三浦聡「グローバル経済秩序と『持続可能な開発目標』」『法律時報』91巻10号(2019年)
- 内記香子・三浦聡「指標とランキングによるグローバル・ガバナンス」『国際法外交雑誌』118巻4号(2020年)

* 内記・三浦論文に関連して

山田高敬「『企業と人権』をめぐると多中心的なガバナンスの試み」

(西谷真規子編著)『国際規範はどう実現されるか:複合化するグローバル・ガバナンスの動態』(ミネルヴァ書房、2017年)

- John Gerard Ruggie, *Just Business* (2013).
- John G. Ruggie, *What Makes the World Hang Together? Neo-utilitarianism and the Social Constructivist Challenge* (1998)